



梅

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **山村英治**

〒150-0034

東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812

TEL 03-5728-8360

FA X 03-5728-8361

info@zalcom.jp

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 12日・振替休日

- 国 税／平成29年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税／1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月28日
- 国 税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 2月28日
- 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



マイナンバーによる情報連携 行政機関に提出する必要があった書類を省略できるよう、マイナンバーを基に専用のネットワークシステムを利用して行政機関の間で情報のやり取りをすること。たとえば、健康保険の給付や保険料の減免を受ける際に必要だった住民票の写しや課税証明書が不要になります。昨年11月から運用が始まっています。

確定申告の

ポイント

所得税の確定申告時期となりました。還付申告は既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。以下、平成二十九年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

●確定申告をしなければならぬ人(主な例)
①個人で事業を行っており納税額がある、②不動産収入がある人で納税額がある、③給与が年間二十万円を超える、④二か所以上から給与をもらっている、⑤同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息を受け取っている、⑥平成二十九年中に土地等の譲渡があった、⑦給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

●所得税の還付が受けられる人(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人

2 平成二十九年分の留意点

〔既存住宅のリフォームに係る特例措置〕

次の増改築をした居住用家屋を平成二十九年四月一日以後に自己の居住の用に供する場合に適用されます。

(1) ローンを利用した場合

特定の省エネ改修工事と併せて行う以下の一定の耐久性向上改修工事が追加されています。

- ア ①小屋裏、②外壁、③浴室・脱衣室、④土台・軸組等、⑤床下、⑥基礎若しくは⑦地盤に関する劣化対策工事又は⑧給排水管若しくは給湯管に関する維持管理若しくは更新を容易にするための工事で、次のイ・オの要件を満たすもの。
- イ 増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は一室の床若しくは壁の全部について行う修繕若しくは模様替等。
- ウ 認定を受けた長期優良住宅

エ 建築等計画に基づくもの。

工 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合する。

オ 工事費用(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額が五〇万円を超える。

〔控除額〕

◎一定の耐久性向上改修工事+特定の省エネ改修工事：最大控除額六二・五万円

(2) 自己資金を利用した場合

次の一定の耐久性向上改修工事で、耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものが追加されています。

- ア (1)のアと同じ工事で、次のイ・エの要件を満たすもの。
- イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくもの。
- ウ 改修部位の劣化対策並びに維持管理及び更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合する。
- エ 工事種類ごとの標準的な工事費用の額に工事箇所数等を



乗じた金額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が五〇万円を超える。

〔控除額〕

◎一定の耐久性向上改修工事+(耐震改修工事又は省エネ改修工事)：最大控除額二五万円(三五万円※)

◎一定の耐久性向上改修工事+耐震改修工事+省エネ改修工事：最大控除額五〇万円(六〇万円※)

※省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、最大控除額が一〇万円ずつ上乗せされます。

表1 所得税額速算表(平成29年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= ((A)×(B)-(C))×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	((A)×5%)×102.1%	一律	10%
3,300,000	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%		
40,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%		
40,000,000	-	45	4,796,000	((A)×45%-4,796,000)×102.1%		

表2 確定申告書チェック表

(平成29年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。 差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。 領収書又は明細書の添付がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成7.1.2~平成11.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚……… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別……… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦……… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
税額から差し引かれる金額	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
	その他	源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申告納税額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。 予定納税額 第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

所得税

修繕費と資本的支出の区分

貸付けや事業の用に供している建物、建物附属設備、機械装置、車両運搬具、器具備品などの資産の修繕費で、通常の維持管理や修理のために支出されるものは必要経費になります。

しかし、資産の使用可能期間を延長させたり、資産の価額を増加させたりする部分の支出は資本的支出となり、事業所得や不動産所得の計算上、減価償却の方法により各年分の必要経費に算入する必要があります。

原則として、その資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとして、その資本的支出を取得価額として減価償却を行います。

修繕費と資本的支出の区別は、その実質によって判定しますが、例えば、次のよう

な支出は原則として資本的支出になります。

- (1) 建物の避難階段を取付けする場合など、物理的に付け加えた部分の金額
- (2) 用途変更するために模様替えを行った場合など、改造又は改装に直接要した金額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の見積りの金額を超える部分の金額

なお、次のような支出は、その支出を修繕費として所得計算を行い、確定申告をすれば、その年分の必要経費に算入することができます。

- (1) 概ね3年以内の周期で行われる修理、改良などであるとき、又は一つの修理、改良などの金額が20万円未満のとき
- (2) 一つの修理、改良などの金額のうち資本的支出か修繕費が明らかでない金額がある場合で、その金額が60万円未満のとき又はその資産の前年末の取得価額のおおむね10%相当額以下であるとき

土地の贈与契約書に印紙は必要か？

贈与する土地の評価額を記載して贈与契約書を作成するようなどとき、贈与契約書に印紙の貼り付けが必要となるのでしょうか？

不動産をその同一性を保持させつつ他人に移転させることを内容とするものは、対価を受けないかどうにかかわらず、第一号の一文書（不動産の譲渡に関する契約書）に該当し、印紙税の課税文書となります。ただし、贈与は無償契約であるため、贈与契約書に土地の評価額が記載されていたとしても、その評価額は不動産譲渡の対価としての金額ではありませんので、記載金額には該当しません。そのため、記載金額のないものとして、二〇〇円の印紙を貼ることとなります。

財産債務調書制度

指輪やネックレスも記載が必要か？

指輪やネックレスなどの貴金属類のうち装身具として用いられるものについては、その用途が事業用のものを除き、「その他の動産」として取り扱います。「その他の動産」に区分される財産で、一個又は一組の価額が10万円未満のものについては、財産債務調書に記載する必要がありません。

そのため、指輪やネックレスなどの装身具のうち、一個又は一組の価額が10万円以上のものについて、財産債務調書に「その他の動産」に区分される財産として記載することとなります。

なお、家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が100万円未満のものについては、その動産の12月31日における見積り価額が10万円未満のものとして取り扱ってよいこととされていますので、それらは、財産債務調書への記載が不要となります。

専門実践教育 訓練給付金の 改正（雇用保険）

雇用保険制度では、教育訓練受講のために支払った費用の一部を支給する「教育訓練給付金」が設けられています。これは、働く人の主体的な能力開発の取組みや中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として実施されているものです。

また、初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する人で、受講開始時に四十五歳未満など一定の要件を満たす人が、訓練期間中、失業状態にある場合に訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されています。

今回は、教育訓練給付金の制度全般および平成三十年一月より拡充された「専門実践教育訓

練給付金」の改正内容を取り上げます。

一 教育訓練給付金制度の概要

教育訓練給付金には次のものがあり、一定の要件を満たす被保険者（在職者）または被保険者であった人（離職者）に対し支給されます。

- ① 一般教育訓練給付金
- ② 専門実践教育訓練給付金
- ③ 教育訓練支援給付金（平成三十一年三月三十一日までの時限措置とされています）

二 一般教育訓練給付金

（一）制度概要
受講開始日に雇用保険の被保険者等であった期間が三年以上（初めて支給を受けようとする人は当分の間、一年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない人は被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが一年以内であること等の一定要件を満たした人が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

（二）支給額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の二〇％に相当する額

となります。ただし、その額が一〇万円を超える場合は一〇万円が上限です。また、支給額を計算した結果が四千円を超えない場合は不支給とされます。

なお、受講開始日前一年以内にキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を教育訓練経費に加えることができます（上限二万円）。

三 専門実践教育訓練給付金

（一）制度概要

中長期的なキャリア形成を支援するために平成二十六年に創設されたもので、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座を修了する見込者および修了者に対して支給されます。対象となる講座には次のものがあります。

- ① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程
- ② 養成施設の課程とは、国の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了により公的資格を取得、受験資格を取得、試験一部免除が可能になる課程をいいます。訓練期間が一年以上三年以内（かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間）のものが対象です。

（業務独占資格の例）
看護師、診療放射線技師、義肢装具士、歯科衛生士、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士 など

（名称独占資格の例）
保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士 など

② 専門学校（職業実践専門課程）
専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身につけられるよう教育課程を編成したものであるとして文部科学大臣が認定したものです。訓練期間は二年です。

③ 専門職大学院
高度専門職業人の養成を目的とした課程です。訓練期間は二年または三年以内です。

④ 職業実践力育成プログラム
大学、大学院、短期大学および高等専門学校（正規課程および履修証明プログラムのうち、社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定した課

程です。訓練期間は、正規課程は一年以上二年以内、特別の課程は訓練時間が一二〇時間以上かつ訓練期間が二年以内のものです。

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準*について、要求された作業を全て独力で遂行することができるとされていれるレベル三相当以上の資格を目標とした課程です。訓練時間は一二〇時間以上かつ訓練期間が二年以内です。

*ITスキル標準

経済産業省により公表されている各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標で、能力や実績に基づき七段階のレベルが規定されています。

(二) 改正点

平成三十年一月一日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、次の改正が行われました。

① 支給率の拡充

受講者が支払った教育訓練経

費の五〇%（従来は四〇%）が支給されます。

また、資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の二〇%（従来のまま）が支給され、合計七〇%（従来は合計六〇%）の支給となります。

② 上限額の引上げ

支給の上限額は、一年あたり四〇万円（従来は三二万円）に引き上げられました。

また、資格取得等した場合の追加支給の上限額は一年あたり一六万円（従来のまま）です。合計五六万円が一年あたりの上限額です。

〈参考〉

前述の上限額は、一年あたりの額です。したがって、訓練期間が二年の場合は、上限額が八〇万円です。資格取得等した場合の追加支給の上限額三二万円と合わせ、上限額は一一二万円となります。

訓練期間が三年の場合は、上限額が一二〇万円です。資格取得等した場合の追加支給の上限額四八万円と合わせ、上限額は一六八万円となります。

③ 支給対象者の要件緩和

〈緩和a〉

教育訓練給付金を受けるための要件の一つである「支給要件期間」は三年以上（従来は一年以上）あればよいとされました。

支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定要件を満たす期間をいい、転職により会社が変わった場合であっても、被保険者資格の空白期間が一年以内であれば通算することができます。

なお、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人については三年以上（従来のまま）の支給要件期間があればよいとされています。

〈緩和b〉

平成二十六年十月一日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から新たな受講開始日前までに三年以上（従来は一〇年以上）経過していればよいとされました。

〈緩和c〉

離職日の翌日以降一年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き三〇日以上教育訓練の

受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間（適用対象期間）を最大二〇年（従来は四年）まで延長することが可能とされました。

四 教育訓練支援給付金

(一) 制度概要

初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する人で、受講開始時に四十五歳未満など一定の要件を満たす人が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給されるものです。

(二) 改正点

平成三十年一月以降に受講開始する専門実践教育訓練からは、当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に八〇%（従来は五〇%）の割合を乗じて得た額に、二か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額が支給されます。

教育訓練給付金の手続き・問い合わせの窓口は、公共職業安定所です。

労働契約申込みみなし制度 (労働者派遣)

労働契約申込みみなし制度は、派遣先事業主が違法派遣を受け入れた場合、派遣元事業主と派遣労働者との間の労働条件と同じ内容の労働契約を、派遣先事業主が派遣労働者に対して申し込んだものとみなす(違法行為が行われた日ごとに労働契約の申込みをしたものとみなされる)制度です。

派遣先が労働契約の申込みをしたものとみなされた場合、みなされた日から1年以内に派遣労働者がこの申込みに対して承諾する旨の意思表示をすることにより、派遣労働者と派遣先事業主との間の労働契約が成立します。

なお、違法派遣であることを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかった派遣先事業主に対しては適用されません。

労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣には次の類型があります。

- ① 派遣労働者を禁止業務に従事させる
派遣禁止業務には、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務があります。なお、医療関連業務については、紹介予定派遣の場合や、産前産後休業、育児・介護休業等を取得する労働者の代替の場合は派遣することが可能です。
- ② 無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける
許可事業主については、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」で確認をすることができます。
- ③ 事業主単位の期間制限に違反して労働者派遣を受ける
- ④ 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受ける
- ⑤ いわゆる偽装請負等
労働者派遣法の適用を免れる目的で、請負契約を締結しつつ、実際には労働者派遣を受けた場合は、労働契約申込みみなし制度が適用されます。

掛金の年単位化 (確定拠出年金制度の改正)

確定拠出年金の掛金は、従来は月単位で拠出することとされていました。

平成30年1月からは「12月から翌年11月まで」の範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1年間分をまとめて拠出することが可能となりました(納付は1月から12月までの範囲内で行います)。

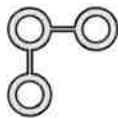
この改正により、拠出区分期間を半年ごととし、「12月から5月まで」の分を6月に、「6月から11月まで」の分を12月に拠出することや、年を4期に分け3か月分ずつ拠出、異なる長さの期間(例えば、7か月分と5か月分)に区分して拠出するなど柔軟な拠出が可能になりました。

〈参考〉確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金(iDeCo)があります。掛金は、企業型の場合は事業主が拠出(規約に定めをし加入者も拠出可能)、個人型は加入者個人が拠出します。

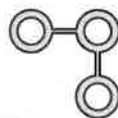
国民健康保険料(税)の軽減等

国民健康保険制度では、各種の保険料(税)軽減措置が設けられています。今回はその例をいくつかご紹介します。

- ・ 世帯の総所得金額に応じ、保険料を七割減・五割減・二割減とする。
 - ・ 倒産、解雇、雇止め等による六十五歳未満の離職者を対象とし、保険料算出の基となる前年の給与所得を一〇〇分の三〇とみなして保険料算出。
 - ・ 災害など特別な事情により生活が著しく困難になり、保険料支払いができなくなった世帯に対する減免。
 - ・ 健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方に「扶養されていた方」の保険料軽減。
- 保険料の計算方法は自治体ごとに異なるため、詳細は住所地にてお問い合わせください。



特 区



構造改革特区

経済活動や事業を活性化させたり、新たな産業を創出したりするため、国の規制を緩和するなどの特例措置を適用する地域を「特区」といいます。

構造改革特区

実情に合わなくなった国の規制が民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることから、平成14年に「構造改革特区制度」が創設されました。

構造改革特区では、特定の地域における構造改革の成功事例を示すことで、全国的な構造改革へと波及させることと、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業を創出することによって、地域はもちろんのこと、国全体の活性化を実現することを目標としています。

平成14年の創設から平成24年までの10年間で、約1,100の特区が生まれ、地域で様々な取り組みが行われました。例えば北海道留萌市では、地方公務員の臨時的任用について通常1年以内しか認められないところ、市立病院での臨床研修医の任用期間を2年に延長し、全人的医療を提供できる医師の養成を目指すことを目的に、平成21年に構造改革特区に認定されました。

総合特区

産業構造や国際的な競争

総合特区

条件の変化、急速な少子高齢化といった経済情勢や社会情勢の変化に対応し、産業の国際競争力の強化や地域活性化に関する施策を推進するための制度が、総合特区制度です。総合特区には、「国際戦略総合特区」と「地域活性化総合特区」があります。

国際戦略総合特区は、産業の国際競争力の強化につながる事業を実施することで、日本の経済社会の活力向上や持続的発展に寄与することが見込まれることが、特区に指定される基準です。

地域活性化総合特区は、地域の活性化につながる事業を実施することで、国際戦略総合特区と同様に日本の経済社会の活力向上や持続的発展に寄与することが見込まれることが、特区に指定される基準です。

どちらの総合特区も、指定を受けると建築基準法などの規制についての特例措置や法人税などの税制面の優遇措置を受けることができます。また、総合特区に関する計画の実施を支援するための予算を付けることや、必要な資金を金融機関から借入れをした場合に利子補給金を支給するといった財政面や金融面の支援措置も整備されています。

国家戦略特区

世界で一番ビジネスをし

国家戦略特区

やすい環境を作ることを目的に、平成25年度に「国家戦略特区」に関する法律が制定されました。国家戦略特区は、地域や分野を限定することで、規制や制度を大胆に緩和することや税制面で優遇することができます。

平成29年10月現在、国家戦略特区として指定されている区域は、北は秋田県仙北市から南は沖縄県まで全部で10区域です。国家戦略特区の区域は、国と自治体、民間事業者の3者で構成される国家戦略特別区域会議を経て、国家戦略特別区域諮問会議で決定されます。

国家戦略特区で措置された規制改革は、医療や保育など11分野・86事業あります。例えば医療の分野では、自国民しか診療できない外国人医師について、外国人一般に対しても診療を行うことが認められた特区があります。また保育の分野では、限定した地域のみで保育士として通用する資格を付与することが認められた特区もあります。

なお国家戦略特区と構造改革特区については、一体的な運用を図る観点から、同時に提案募集を行っています。

参考文献：首相官邸HP、内閣府地方創生推進事務局HP

ガンの現状

ガンは不治の病と言われ、日本ではガンによる死亡者数は全体の30%を占めています。特に肺ガンや大腸ガンは、死因の上位に挙げられます。

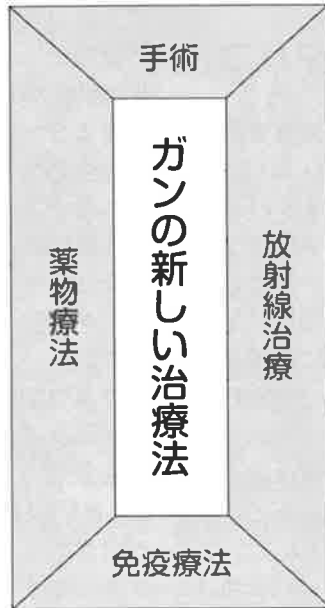
2013年のデータによると、生涯でガンに罹患する確率は、男性で62%、女性で46%でした。実に2人に1人がガンに罹る時代です。公益財団法人日本対がん協会では、体調と相談しながら、会社や病院と話し合いながら、治療をしながら働く、「ながら勤務」を現代のガン治療のスタイルとして世間に広める活動を推進しています。

ガンに対する治療法

ガンの治療には様々な種類がありますが、代表的なものは手術・薬物療法・放射線治療の3つです。

手術は、ガンそのものを除去する局所療法です。ガン治療の最も基本的な治療法で、ガンが最初にできた原発巣にガンが留まっている場合には、完全に治すことができます。

ガンの治療は局所療法と全身療法に分けることができますが、薬物療法は全身療法に分類される方法です。薬物療法には、主に抗がん剤やホルモン剤、免疫賦活剤が使用されます。白血病や睾丸腫瘍など、薬物療法によって完全に治すことができるガンと、完全には治すことができないガンがあります。完全に治すことができない場合でも、ガンの



大きさを小さくすることで延命効果や痛みの緩和が期待できるものがあります。

放射線治療は、ガンのあるところに高エネルギーの放射線を照射するか、小さな放射線源をガンの近くに埋め込む治療法で、局所療法に分類されます。

第4の方法・免疫療法

近年の研究で、新しいガンの治療法として、ガン免疫療法が4本目の柱となっています。

体内に細菌やウイルスなどの異物が侵入することを防いだり、侵入してきた異物を排除したりすることで身体を守る仕組みを「免疫」といいます。もし免疫にブレーキがかかった状態になると、異物から身体を守ることはできません。免疫療法は、免疫にかけられたブレーキを解除したり、免疫にアクセルをかけたことで、免疫の攻撃力を高める方法です。

オプジーボ

体内にガン細胞が発生すると、免疫機能が正常に働いているのであればT細胞という免疫細胞がガン細胞を攻撃します。ガン細胞はT細胞からの攻撃を受けないために、PD-L1という物質を作り出します。T細胞にはPD-1という受容体がありますが、このPD-1受容体にガン細胞が作り出したPD-L1が結合すると、T細胞の免疫機能にブレーキがかかり、ガン細胞を攻撃できなくなります。

製薬メーカーの小野薬品工業はこの仕組みに着目し、「オプジーボ」という薬を開発しました。オプジーボは、T細胞のPD-1受容体に結合し、PD-L1がPD-1に結合することを阻止することで免疫機能にブレーキがかからないようにすることと、T細胞自身のガン細胞への攻撃力を高める作用を持っています。

フランDグルコース

ガンが成長するためには、「糖」が栄養素として必要です。この「糖」を特殊加工してガンに取り込ませることで、ガンの成長を阻害することが発見されました。この糖は「フランDグルコース」と呼ばれるもので、2017年には「抗腫瘍剤の製造方法」として特許が取得されています。実験ではマウスに食品として自然に口から飲用させたことが、日本癌学会では大きな注目が集まり、現在では人間に対するモニター試験も開始されています。

加熱式タバコ・電子タバコ

タバコの葉を電気で加熱して蒸気を発生させるタバコを「加熱式タバコ」といいます。火を使わないので、従来の紙巻きタバコを吸うときに発生する独特な臭いや煙が出ないという特徴があります。ニコチンなどの有害物質が従来の紙巻きタバコに比べて9割近く削減されています。大幅に削減されたとはいえ有害物質を含んでいますので、健康を害する恐れはあります。

加熱式タバコについて、使用前後のタバコ葉が入った部分を食べてしまったという事故が2016年以降11件報告されています。このうち年齢が判明している10件はすべて1歳5か月までの乳幼児が被害者でした。このことを受けて国民生活センターが、市販されている加熱式タバコ3タイプ12銘柄の誤飲のリスクについて調査を行いました。するとすべての銘柄について、子供が誤飲しうる形状であり、1本分のタ

バコ葉にはおう吐を引き起こすおそれのある量のニコチンが含まれていました。また9銘柄については、子供の口腔内に容易に収まるサイズであることもわかりました。国民生活センターでは、加熱式タバコを誤飲しないように、乳幼児の手の届かないところに保管と廃棄をすることや、誤飲した場合は水や牛乳などを飲ませず直ちに医療機関を受診するよう、注意喚起を促しています。

タバコ型の吸入器を使って、タバコやフルーツなどの香りや添加物が加えられた溶液を気化して吸い込むタバコを「電子タバコ」といいます。電子タバコにはニコチンが含まれているものと含まれていないものがありますが、日本では薬事法の規制でニコチンが含まれているものは販売できません。逆にニコチンが含まれていない電子タバコは、たばこ事業法上たばこに分類されないため、未成年者でも購入することができます。青少年が喫煙を開始するきっかけにつながる懸念されています。

アスレジャー

アスレチックとレジャーを組み合わせた「アスレジャー」が、アメリカを中心にファッション業界でトレンドとなっています。アスレジャーは、休日にジムでエクササイズをするようなスポーツウェアを中心に構築されたファッションスタイルです。

アスレジャーに人気が集まる理由は様々あります。まず、身体を締め付けないのでリラックスできるスタイルであることです。行き過ぎたファッションや、女性にとってはハイヒールに対する疲れや飽きを感じている人が増えているようです。

また、スポーティーなファッションであることが、最近の健康志向にマッチしていることも挙げられます。

さらに、アスレジャースタイルはスポーツウェアよりも着回しが効くアイテムが多いので、幅広いシーンで着られることも、支持されている理由のようです。

ノーワーク・ノーペイの原則

労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がその労働に対して賃金を支払うことに、双方が合意することで労働契約は成立します。従って、労働者による業務の提供がない日や時間については、使用者は労働者に対して賃金を支払う義務は生じません。この考え方を、「ノーワーク・ノーペイの原則」といいます。この原則は、遅刻や欠勤

といった「労働者に責任がある」場合、または自然災害のように「労働者と使用者の双方に責任がない」場合に適用できます。例えば三〇分の遅刻に対して一時間分賃金をカットするようなことは認められません。この原則に当てはまらないのが年次有給休暇で、業務の提供がなくても、法律によって賃金が保障されている制度です。

第四次 産業革命 の動向

製造業を営む者です。第四次産業革命の時代となってきたと言われているが、この動向と課題について教えて下さい。

二〇一五年は「第四次産業革命元年」とも言われましたが、今、世界で何が起こっていて、日本はこれからどうなっていくのか、私たちの仕事や生活がどう変わっていくのか。

一九九〇年頃からパソコン、二〇〇〇年頃からインターネットを皮切りに、ICT技術が庶民のものとなり、ニーズの多様化に呼応したロングテール（年間数個程度しか売れない商品でも大量に陳列しておくことにより、総数として大きな売上が

得られること。インターネット上では陳列スペースに制限がないので可能となります）の市場化や市民活動が進化したソーシャルネットワーク化へと変化してきています。

コミュニケーションの世界も、スマホでフェイスブックやツイッター、LINEなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）登録された利用者同士が交流できるWebサイトのサービス（SNS）を使い分け、映像を含めた情報のやり取りをするのが当たり前となってきました。

そこでこれらを含む大きな潮流を第四次産業革命と捉えています。この他、3Dプリンターやドローンなども含まれます。このように、世界はデジタル技術の進歩により、第四次産業革命と呼ばれる段階に突入しています。

人間の労働が機械に代替されるかもしれないという議論にも注目が集まっており、日本が世界の流れに乗り遅れないためにも、そうした変革への対応が求められています。

経済産業省の試算では、人工

知能（AI）やロボットの台頭で七三五万人の雇用が減ると推定されています。

二〇一六年三月の就業者数は六、三三九万人ですから、一割以上の人の仕事がなくなる事になります。

IoT（全てのモノがインターネットにつながる）やAIによる第四次産業革命は、ソフトウェアが関与して実現されるため、ソフトウェア関連発明を把握することで第四次産業革命の広がりを理解することができます。

コンピュータサービス産業がAIやIoTにおいて非常に重要な役割を果たしていますが、同分野の研究開発の支出シェアの七七％は米国企業であり、この分野で米国が強いことはハッキリしています。

具体的には、ソフトウェア、コンピュータサービス産業で、研究開発費支出が多い企業としては、マイクロソフト、グーグル、オラクル、IBMやフェイスブックなどが挙げられます。IBMを除くと、一九七〇年代以降の新規参入企業であり、コ

ンピュータサービスを専業として急速に伸びてきた企業です。日本の上位は富士通と日本電気であり、これらは多角化企業でコンピュータサービスもソフトウェアも手掛けている企業です。この差を埋めるのは、なかなか困難です。

このため、この分野以外の分野で日本は戦う必要があります。たとえば、個人の健康データ、車の自動走行、工場の稼働データなどのリアルデータの分野です。

◆シェアリング・エコノミー

シェアリング・エコノミーは、インターネットを通じてサービスの利用者と提供者を素早くマッチングさせることにより、個人が保有する住居や自動車などの遊休資産を他人に提供したりするサービス。

たとえば、住宅の空き部屋を活用して宿泊サービスを提供する民泊や、一般ドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービスなどです。

◆フィンテック

フィンテックとは、金融を意味するファイナンスと技術を意味するテクノロジーを組み合わせた造語です。主にITを活用した革新的な金融サービス事業を指すとされています。

たとえば、取引先金融機関やクレジットカードとカードの利用履歴をスマホで集約するサービスや、個人間で送金や貸借を仲介するサービス、AIによる資産運用サービスなどがあります。

フィンテックの普及は、金融のデジタル化による資産運用や決済、融資に係る手間や費用の削減により、従来、金融サービスから除外されていた個人や企業も金融サービスを受けられるようになります。

◆雇用に与える影響

過去の雇用データを見ると、労働者のスキル度が中レベルの職業は雇用が減少する一方で、スキル度が高・低レベルの職業の雇用が増加しており、これが先進国で表れている経済格差の一因とされています。

米国はルーティン業務（決められた流れの日常の業務）の減少が大きく、高スキルの職業の増え方が大きくなっています。

一方、日本はルーティン業務がそれほど減っていないし、高スキルもほとんど増えていません。技術が進んで機械で代替できるにも関わらず人間が働いており、高スキルの人を養成してこなかったという現状維持傾向が非常に強くなっています。

技術進歩に対して雇用状態が合っていない。ここに日本の低い生産性、弱い国際競争力の要因の一つがあります。技術進歩を阻害しない「働き方改革」が求められています。

中スキルの人々を活用するには、手づくり的な業務に繋げていくこと、例えば、農業や飲食、介護などが考えられます。

明るい未来を築くには「人」を第一に考える必要があります。

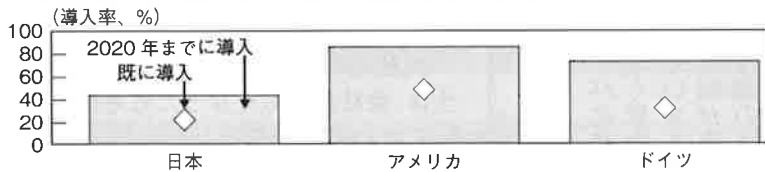
さもないと、人間性が奪われロボット化した人類の未来が待ち受けていることになりかねませんが、逆に、第四次産業革命をもたらす技術は、想像力、感情移入、受託責任という人間性

の中でも最高のパートの能力を補完して、人間性を運命共同体として道徳的な集合意識にまで高めることも夢ではありません。日本の社会と企業の強みを活

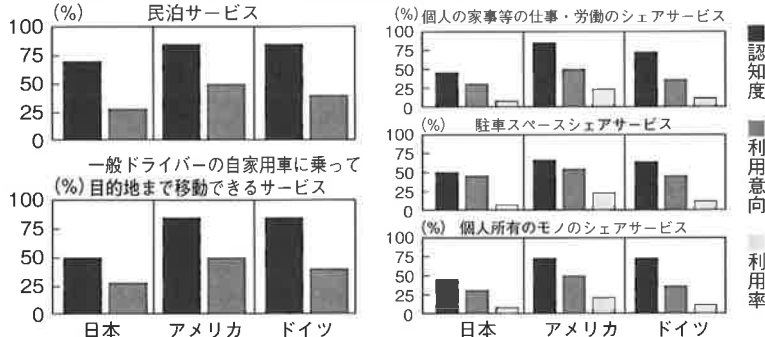
かして、集めたデータを社会にうまく還元し、課題解決ができる。日本が世界のプラットフォーム（基盤・土台）になることも十分可能です。

日本の第4次産業革命関連の取組は米独に比べて遅れている（内閣府）

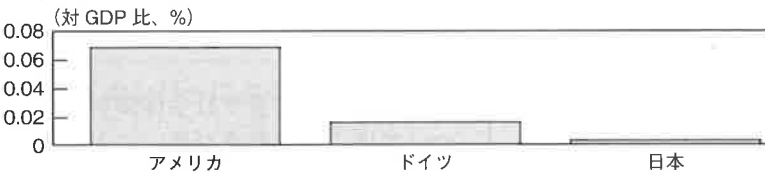
1 IoT導入状況（2015年）と今後の導入意向（2020年）



2 シェアリング・エコノミーの認知度と利用意向



3 フィンテック投資額



未払いの催促

会社を潰さないためには“与信管理が重要”ということ、多くの企業は知っていると思います。

それにも関わらず、日常の自社の行動に当てはめて考えますと、リスクの程度に応じて対応するといった曖昧な行動をしている会社が多くなっています。

特に、信用不安時に相手の会社にどのような行動を起こすかは非常に大切なことです。

相手の会社がかねの支払いが遅れたり滞ってきた時には、すぐに電話を掛ける、会社を訪問することで請求、請求、とにかく請求という動きをすることです。

そして、折衝にあたっては必ず期限を切る。相手に金銭的な裏付けを言わせることですが、合意内容は必ず書面化(言った言わないの防止)します。

その文書の事例を紹介します。

《支払いの繰延べを認める文書例》

債務承認・弁済契約書

- 1 債務者 株式会社××
- 2 債務の内容 平成26年6月23日
付け売買契約に基づく
売買代金 金〇〇円
- 3 本来の弁済期 平成30年2月15日
上記債務が存在することを認め、
平成30年3月15日までに全額を一括でお支払いすることを約束します。

平成30年2月23日

東京都新宿区△△町1-2-34
株式会社×× 代表取締役
××太郎 印

文書作成の際の注意点は、以下のとおり。

- ① シンプルに
- ② 誰が読んでも分かるように
- ③ 「文語的」「攻撃的」「恨み節」などの要素は不適切、脅迫はもってのほか

貨客混載

各地でバスや鉄道を使い、人だけでなく貨物を運ぶ取組みが行われています。

国の規制が昨年九月から緩和され、従来の路線バスが運べる荷物三五〇キログラム未満という制限の撤廃や、タクシードライバーも人を乗せずに荷物を配送できる「貨客混載」になったからです。例えば、Kグループが岐阜県T市と連携して、T市の採れた

会社が苦しいときに「やってはいけないこと」

倒産処理で200社近く見てきたM弁護士は、会社が苦しくなったときに社長が「やってはいけないこと」として、以下のことを指摘します。

- (1) 親族・知人・縁者からの借入れ
- (2) 街金やファクタリングの利用
- (3) コンサルタントと称する怪しげな者への依頼
- (4) 銀行返済を優先し、税金や社会保険を滞納
- (5) 夜逃げ
- (6) 財産隠し、偽装離婚

このうち、(1)については、自分が破産してしまった場合、当面の生活を支えてくれるのは親族・知人・縁者だけです。これらの人からの借入れは慎まなければなりません。

また、(4)の税金や社会保険料の延滞金については、延滞料率が高いことから、支払いの最優先順位と考えます。

て野菜を高速バスの保冷コンテナで都内まで運び、K社経営のスーパーで販売する取組みですが、スーパーは販路拡大、T市は知名度向上と双方にメリットがありました。

貨客混載のメリットは他にもたくさんあります。運送会社にとっては深刻化している配送人員の不足が緩和され、赤字路線の地方のバス会社では新たな需要により運送料金の安定的収入を得られる等です。